

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月28日

利根町長 佐々木 喜 章

利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

利根町国民健康保険税条例（昭和38年利根町条例第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第21条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項の規定中「第21条第1項の」を「第21条の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の利根町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。